



## 給与所得者の特定支出控除について

今回は、平成 25 年分からの改正により範囲が拡大され、給与所得者の実額控除の可能性が高まった特定支出控除について解説します。

### 1. 特定支出控除とは

給与所得は、給与収入金額から給与所得控除額を差し引いて求めます。この給与所得控除額は、実際にいくら使おうとも給与収入金額によって計算されます。ですが、特定支出控除の適用判定の結果有利な場合には、給与所得の金額は、次の算式により計算した金額とすることが出来ます。

$$\text{給与所得金額} = \text{給与収入金額} - \text{給与所得控除額} + (\text{その年中の特定支出の額の合計額} - \text{給与所得控除額の } 1/2) > (\text{最高 } 125 \text{ 万円})$$

### 2. 平成 24 年改正（平成 25 年度より適用）

#### ① 特定支出の範囲の拡充

職務の遂行に直接必要なものとして弁護士、公認会計士、医師などの資格取得費など。

#### ② 適用判定の基準の見直し

（その年中の特定支出の額の合計額  $-$  給与所得控除額の  $1/2$ ） ←改正前 給与所得控除額の全額

### 3. 特定支出の種類と内容

#### ① 通勤費

給与支払者によって証明された通勤のために必要な交通機関等の利用で最も経済的で合理的な経路による金額。

#### ② 転居費

給与支払者により証明がされた転居で転任の事実が生じた日以後 1 年以内に転居するもので通常必要だと認められる運賃及び料金並びに家具その他の資産の運送に要した費用等。

#### ③ 研修費

給与支払者により証明がされた職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得するための研修費用等。

#### ④ 資格取得費

給与支払者により証明がされた職務の遂行に直接必要な資格の取得費用等。

（ケース）資格取得費に該当する専門学校（2 年制）の授業料等を全額支出した場合、この授業料等の全額を特定支出の額に算入してもよいのか？→支出した特定支出のうちその年の 12 月 31 日においてまだ提供を受けていない役務に対応する金額については、その年の特定支出の合計額に算入することはできません。

#### ⑤ 帰宅旅費

給与支払者により証明がされた転勤等に伴い、勤務する場所から配偶者その他の親族が居住する場所との旅費で運賃及び時間その他の事情を考慮して最も経済的で合理的な通常の経路等に係る旅費等。

（注）1 ヶ月に 4 往復以内の旅行に限ります。

#### ⑥ 勤務必要経費（最高 65 万円）

給与支払者により証明がされた職務の遂行に直接必要な経費で次に掲げる費用等。

イ 図書費（職務に関連する書籍購入代等）

ロ 衣服費（勤務場所において着用することが必要とされる制服等）

ハ 交際費（給与支払者の得意先、仕入先その他職務上関係のある者に対する接待、贈答等にかかる費用）

（ケース）職場の同僚が出産することになったので、お祝いの会合を行いました。この会合の費用は特定支出となるのか？→接待等の相手方が給与支払者の得意先、仕入先その他職務上関係のある者でなければならぬため職場における同僚との親睦会や慶弔のための支出は、特定支出となりません。

詳しい内容につきましては、土田会計事務所までお尋ねください。

土田会計事務所

担当：上遠野雄一

HP <http://www.tsuchida-kaikei.com>

e-mail [tsuchida@asahi-net.email.ne.jp](mailto:tsuchida@asahi-net.email.ne.jp)

TEL 03-3981-0328 FAX 03-3981-2567